

提案する諸条例等の制定要旨

議案第17号 南あわじ市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、地域における雇用の創出、地域資源を活用した商品開発、まちなかにおいて生じる居住者・来訪者の減少、空き家増加等の課題に対する取り組みを支援する「一般財団法人地域総合整備財団」に職員を派遣することができるよう本条例に規定を追加するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和5年4月1日と定めています。

議案第18号 南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、地域防災力の中核を担う消防団員の処遇の改善を図る観点から、消防団の報酬のうち、班長及び団員に係る報酬の年額を引き上げるため、改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和5年4月1日と定めています。

議案第19号 南あわじ市定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定等に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、地方公務員法の一部改正により、公務員の定年が65歳まで引き上げられることに対応するため、定年前に退職する意思を有する職員の募集等について、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和5年4月1日と定めています。

議案第20号 南あわじ市大学入学奨励金支給条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、大学入学奨励金は安定的な入学生を確保し、地域の活性化と若者の定住促進を図るものであり、更なる大学入学生の安定的な確保を図る観点により、支給対象者を変更し、その他所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和5年4月1日と定めています。

議案第21号 南あわじ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項の規定に基づく個

人番号の利用範囲に、同法に定める事務のほか、市が独自で個人番号を利用する事務を加えるため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和5年4月1日と定めています。

議案第22号 南あわじ市地域集会施設条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、地元自治会と譲与の協議が整った神道公会堂について廃止するため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和5年4月1日と定めています。

議案第23号 南あわじ市消防団条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、消防団員の処遇の改善を図る観点から、消防団員に支給する手当のうち、危険を伴う火災の消火活動、地震、津波、風水害等に係る出動手当について1回の単価を上げるため、改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和5年4月1日と定めています。

議案第24号 南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）により住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）が改正され、除票記載事項証明書が発行できることとなり、新たに手数料の額を定めるため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和5年6月1日と定めています。

議案第25号 南あわじ市火葬場条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、沼島火葬場を廃止することに伴い、名称及び位置を定めた表の改正を行うもの及び動物死骸の焼却施設を明記することで適切な維持管理を行うため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行すると定めています。

議案第26号 南あわじ市障害者見舞金支給条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、障害者総合支援法に基づき障害福祉サービスが整備されてきていることから、当該見舞金制度の在り方を見直し、対象者を変更するた

め、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和6年4月1日と定めています。

議案第27号 南あわじ市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿のお祝いをより明確化することから、対象者と支給金額を見直すため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和6年4月1日と定めています。

議案第28号 南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）が公布され、健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、出産育児一時金の金額について所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和5年4月1日と定めています。

議案第29号 南あわじ市淡路ファームパークイングランドの丘条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、仕入れ価格の高騰等に対応するため、入園料の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和5年6月1日と定めています。

議案第30号 南あわじ市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第14号）が令和4年4月1日から施行され、特定公共賃貸住宅の入居者について、親族に準ずるものと同居することができることとするものその他所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和5年4月1日と定めています。